

第3回三重県子ども政策検討会議 議事概要

日時：令和6年7月30日（火）18:00～20:00

場所：三重県教育文化会館本館3階 第5会議室(三重県津市桜橋 2-142)

※WEB会議システムを併用 ※傍聴者数：1名

【委員（敬称略）】

阿部彩、井上珠美、内別府成参、小畑英慎、垣本美和、北村弘和、
木原剛弘、榊原智子、志治優美、竹村浩、田中嘉久、津西高校生徒、
野村豊樹、林康子、廣瀬純子、松浦直己、松岡典子、松田茂樹、宮部夏維

1 要旨

三重県子ども条例の改正、三重県子ども計画（仮称）の策定にあたり、第3回三重県子ども政策検討会議を開催し、委員（有識者、子ども施策関係機関の代表者、子ども・子育て支援団体の代表者及び子ども・若者当事者等）から、県の子ども施策に関する課題等について、ご意見をいただきました。

2 議題

- (1) 三重県子ども条例の改正について
- (2) 三重県子ども計画(仮称)の策定について

3 主なご意見

(1) 論点① について

【論点①】

過去2回のご議論を踏まえ、三重県の子ども政策に関する課題と対応について、資料1（別紙）の①～④のとおり大きく4つに整理しました。欠けている視点や不十分な点などはないでしょうか。

(津西高校生徒)

- ・守るべき子どもの権利を明確に規定した上で、県民の学びの場をどのように作っていくのかを具体的に示すことが必要である。
- ・子どもが安心できる場所を確保することが重要である。家以外にも、子どもの逃げ場となるような場所がたくさんあることを、多くの子どもに伝えることが大切である。虐待については、親の精神状態を落ち着かせることも重要である。

- ・子どもの権利が守られていない現状を知り、発信することが必要である。子どもへの安全配慮が個人の良識に任されているので、間違っただけをしても気づかない場合があるため、ネグレクトや虐待をしてしまう大人になる前に、子どもの安全を守るための正しい知識とスキルを持つことが必要である。
- ・SNSの詳細な規定を作るべきである。SNSのトラブルが原因で命を絶ってしまう子どももいるので、もっと深刻な問題として捉えるべきである。

(北村委員)

- ・子どもの意見表明と情報提供について、言葉として大事に書いてもらいたい。社会的養護の現場では、子どもの意見が本当にその子の意見なのかどうか、子どもに上手く情報を出せているのか、どこまで子どもに伝わっているのかということが、とても難しい。竹村委員の意見の中に「十分に」という言葉が出ているが、私も慎重な形で進めてもらいたいと思う。

(竹村委員)

- ・権利侵害の救済制度について、大人は子どもを助けたいという思いが先行してしまい、問題の解決が子ども主体になりにくいということがある。子ども主体の子どもの意思に基づいた救済制度でないと、子どもの最善の利益になりにくい。子ども主体の救済制度の創設をうたってほしい。

(林委員)

- ・私の学校では6年生のクラスの4分の1が外国籍の子どもである。そんな中で、外国にルーツを持つ子どもたちの意見を聴くことや、不利な状況を課題として挙げるなど、全体的にもう少し配慮が必要ではないか。

(松浦委員)

- ・特に三重県は外国につながる子どもの割合が全国でも上位である。

(竹村委員)

- ・子どもの定義について、子どもの権利条約では18歳未満としている。改正案では「心身の発達の過程にある者」とし、もう少し幅広く対象にしようということだが、子どもの範囲が曖昧になってしまうので、定義としての子どもは、あくまでも18歳未満とした上で、その後の若者への支援も加える形に整理した方がよいのではないか。
- ・子どもの意見表明について、大人は聞きたいことだけを聞こうとするが、それだと不十分な結果になる。子ども委員会等の仕組みを規定し、子どもの意見を前提にすることを子ども条例でうたってはどうか。
- ・子どもの意見の尊重について、改正案の第13条では「年齢や発達の程度に応じて」としているが、意見になっていないから子どもの意見は聴かなくてもいいということではない。国連では赤ちゃんも意思を有しているとしている。「十分に」を加えて、「子どもの意見を十分に尊重」としてはどうか。

- ・子育て家庭への支援は大事だが、それだけではなく、子どもの権利を前提にして、第一義的な家庭、地域、企業、行政など、社会全体で子どもの育ちを保障していく必要がある。

(阿部委員)

- ・①の権利侵害について、改正案の第16条で、子どもの権利侵害として、虐待やいじめが例示されているが、子どもの権利条約の中でも、一番大事なところは、生きる権利、育つ権利であり、貧困でご飯を十分に食べることができないとか、医療機関にかかることができないとか、そういった権利の侵害が一番根本的な問題である。貧困の問題が②の子どもを取り巻く環境の変化の方に整理されていて、①の権利侵害に入っていないことに違和感がある。権利侵害の事例として、虐待やいじめに加えて、貧困もぜひ入れていただきたい。

(松岡委員)

- ・実は性は人権である。性の人権を侵害されると、子どもは大人以上に生きづらさを感じ、命を断つこともある。子どもの性被害、性暴力、性虐待は大きな人権侵害であることを視点を盛り込んでいただきたい。
- ・資料2の重点的な取組の「(6) 少子化対策、若者支援」について、不妊の悩みなど、いわゆる性の健康を維持するために、成育医療の基本方針の中で、プレコンセプションケアという考え方が出てきている。男女問わず、性や生殖に関する科学的な知識を身につけていくことをどう盛り込んでいくのか。

(松浦委員)

- ・性に関する子どもの権利は最近注目をされている。

(事務局)

- ・プレコンセプションケアについては、こども計画の重点的な取組の「(6) 少子化対策、若者支援」に具体的な取組を書いていく予定である。

(榊原委員)

- ・今回の改正案で、名称を「子ども条例」から「子どもの権利条例」に変更するというので、ここに県の強い思いが込められているのであれば、歓迎すべきことである。本気で子どもの権利を守っていく取組をしようとしているということが、子どもにも県民にも伝わるような内容になるとよい。
- ・子どもの定義に関して、妊娠期からの子どもの権利をカバーすることが必要ではないか。フランスのように人権意識の高い国では、胎児や新生児を個人として尊重する取組をしている。それは、全ての子どもが、元々持っている力を十全に開花できるようにあらゆる施策をやっていく、その入口は、胎児期であり新生児から始まるということのようである。胎児期や妊娠期をどう位置づけるのか整理が必要ではないか。熊本での内密出産の取り組みなど、

妊娠中の支援のあり方は、ようやく日本でも民間主導で議論が出てきている。そのところが、親任せ、妊娠して困っている女性任せになっていて、子どもの命を守れなかった人たちを処罰するだけでいいのかというところを、子どもの権利の角度からどう考えるのか。妊娠中から全ての命を守っていくための万全な対策をとっていくつもりがあるのかどうか、整理が必要ではないか。

- ・人権の救済機関について、「体制の充実」という表記は、子どもの権利を守るための新たな体制を作るというよりは、既にある体制を更に充実させる、既存の組織、体制をより強化するというように読めるのではないか。

(事務局)

- ・胎児を条例の対象から外すという意図はないが、生まれる前のことについて、あまり視点に入っていなかった。
- ・救済制度について、現状、基本の体制がなく、どのような形にしていくのか具体的にない状態である。ゼロからという意味で、「体制の充実」としている。

(松浦委員)

- ・確かに様々な公衆衛生学的な研究では、生まれてからのリスク因子の暴露だけではなくて、妊娠期のリスク暴露の研究も盛んに行われているので、エビデンスはある。
- ・産前産後のマタニティブルーは市町村によっては2割くらいである。それだけ多くの方が妊娠や出産で精神的な不調を抱えているということであり、議論の中に加えてもいいのではないか。

(竹村委員)

- ・私たちの団体でも「ハローベビープログラム」として、出産前から妊産婦を支援している。子ども自身を一人の人間としてみて、親が産むのではなく、子ども自身が自らの力で生まれようとしているという考え方を必要としているという意味で榊原委員はご提案されたのだと思う。一人の人間として扱う限り、生まれる前の胎児から対象とすべきということは私も大賛成である。

(北村委員)

- ・権利を知る、学ぶというところが全ての根本になってくると思う。改正案では「県は、子どもの権利について、子ども、保護者、県民が学ぶ機会を提供」とあるが、いろいろな方面から子どもの権利を知って子どもを守るために、学校関係者も対象に加えてはどうか。私たち福祉従事者は保護者の中に入ると思うが、最近では権利擁護の研修がたくさん用意されている。

(井上委員)

- 子どもの権利について学ぶ機会の提供については、学校関係者も当然、対象に入っているものだと思っている。特筆した方がよければ、それは当然のことだと思う。

(林委員)

- 子どもの権利を守るのは、子ども以上に周りの大人だと思う。学校関係者という言葉の特記する必要があるれば、していただいてよいが、これは全ての大人が守らなければならない条例だと思う。

(松浦委員)

- 学校に大きな負担を負わせることが、かえってよくないこともあるかもしれない。

(事務局)

- 本日の資料には記載していないが、県の責務のほか、保護者、学校関係者、事業者、子育て支援団体といった関係者の役割を定めた条項を設けることとしている。学校関係者の役割としては、子どもが権利について学び、意見を表明できるように支援すること、子どもの意見を尊重すること、権利についての研修の実施や研修の受講に努めることなどを想定している。
- 子どもの権利について、過去2年間に教職員研修を実施している学校は全体の約5割である。

(竹村委員)

- 子どもがどう学ぶかということについて、権利は座学だけで学ぶものではない。理屈はあるが、権利について実体験がないと使うことはできない。一緒に考えて参加しながら、学んでいくことが学校現場でも大事だと思う。学びの質の違いがあるので、理論だけを学んでも権利はなかなか保障しきれない。

(垣本委員)

- 学ぶ機会の提供について、子どもが学ぶ機会と、保護者や県民が学ぶ機会は異なると思うが、イメージしづらいところがある。

(事務局)

- 条例には詳しく書けないが、こども計画の方で取組の柱として具体的に書いていきたい。具体的な普及啓発の方法については今後、検討していきたい。

(松浦委員)

- 子どもの権利について学んだ子どもが大人になった時に初めて効果が出てく

るのではないか。学校だけではなく、保護者の役割も大きいと思う。

(木原委員)

- ・保護者同士の学ぶ機会を提供していくということが、PTAの大きな役割の一つであることは当然のことだが、最近はそのこに出ない人も増えている。
- ・子ども白書の中で、子どもの育ちを見守り応援したいと思う県民の割合が66.3%（平成23年度）から46.0%（令和5年度）に下がっており、地域の中で子育てをすることが非常に難しくなっているのではないか。子どもを県民全体で守っていくというのであれば、この数字を上げていくという強い意志が読み取れるような条文になるとよい。保護者や教職員だけではなく、県民全体をコミットさせるという県の責務、強い意志があればよいと思う。

(事務局)

- ・教員だけとか保護者だけではなく、県民全体が子どもの権利について正しく知って、子どもの育ちを支えていく、そのための条例だと考えている。条例での表現はこれからの議論だが、熱い思いで検討したい。

(松浦委員)

- ・ぜひ県の姿勢を見せてほしいし、徹底的なアナウンス、周知がカギを握ると思う。

(松田委員)

- ・子ども条例を子どもの権利条例に名称変更して、子どもの権利をしっかりと支えられるような改正案になっているのではないか。
- ・子どもの定義について、現行条例で18歳未満としているのを、もう少し範囲を広げるということで改正案の表現（心身の発達の過程にある者）になっている。私たちはここで議論をしているので18歳以上の者が含まれることが分かっているが、県民はこの表現を見るだけではそのことを直接的にイメージできないのではないか。条例の施策を必要とする限りにおいて、18歳以上の者も支援するということを含意していることを、しっかりと伝えることが必要である。

(宮部委員)

- ・「③子どもの意見表明の推進」について、改正案の第13条の「年齢や発達の程度に応じて」という部分は、この会議に参加している私たちには意図が分かるが、これを子どもや若者がぱっと見たときに、自分は意見を聴いてももらえる年齢や発達の程度に該当しないのではないかと感じてしまう子どもも

いるのではないか。子どもの権利条約にも記載されているような文言だと思うが、権利の対象を広範化するのではなく、むしろ制限することにつながってしまうのではないかという心配があるので、検討してほしい。

- ・児童相談所にアドボケイトが来て、アドボカシー活動をしているが、会ったことのない大人に子どもが意見をはっきりと言うのはとても難しいことだと感じている。意見を聞くための環境づくりが難しい。意見を言えるのは意見を主張することが得意な子どもや、知的に優れている子どもがメインになるのではないか。例えば、子ども会議の参加者を募ったときに、参加できるのは自信のある子ども、自分の言葉をはっきりと主張できる子どもが多いのではないか。その子どもたちだけの意見を尊重して施策を作ってしまうと、例えば、障がいのある子ども、外国籍の子ども、コミュニケーションや意見を主張するのが苦手な子どもなど、そこで意見を言えなかったり、参加できなかったりした子どもとの間に更に格差が生じてしまうのではないか。意見聴取の対象として、広く平等に意見を聴くことを施策などで重視してほしい。

(津西高校生徒)

- ・子ども条例について、この会議に参加して初めて知った。子どもの条例があることは知っていても、内容までは知らない人が多いのではないか。

(野村委員)

- ・子どもの権利について、子どもや保護者に学ぶ機会を提供するという点について、学校の授業で取り上げることを目標にしてはどうか。条例は非常に言葉が難しく理解しにくいところが多いので、小学校3年生、4年生が理解できるような内容のものを別に作ることを考えてはどうか。

(2) 論点② について

【論点②】

資料1に記載の「基本的施策（県）」は、論点①を踏まえた柱立てとしていますが、欠けている視点や不十分な点などはないでしょうか。

(津西高校生徒)

- ・子育て世代の負担感の増加について、保育所がどこにどれだけ不足しているかを県民に示して、実現を約束することが必要である。
- ・少子高齢化を防ぐために、まず出会いが必要であり、出会いの場をもっと増やすべきである。また、結婚できる人を増やすために結婚の費用を負担することも重要である。
- ・経済的に余裕がないという理由で、子どもを持つ人が少なくなったり、子どもがしたいことをやらせてあげられなかったりという問題に対応するために、子育て支援制度を給付金や施設などを含めて全面的にサポートする必要がある。
- ・子どもが安全・安心に過ごせる場所が必要である。家以外の地域に安心できる場所があると心強い。

(阿部委員)

- ・今の高校生の意見に呼応するところでもあるが、「子どもの育ちへの支援」のところでは、多様な学び、遊び、体験機会の提供、居場所づくりへの支援が最初に書かれていて、具体的なさまざまな課題、例えば、社会的養護の子ども、ケアリーバー、経済的な支援などが、この一行からは読み取れない。これらは「特別な配慮等が必要な子ども」に含めているのかもしれないが、居場所づくりなどに重点を置き過ぎなのではないか。学びや体験機会や居場所づくりはどちらかと言えば、基礎自治体がやりやすい政策である。県としては、児童養護など、基礎自治体を跨るような大きな政策、経済的な支援などについて書いてほしい。
- ・「子育て家庭への支援」の中に、ひとり親のことが書かれていないことが非常に気になる。さまざまな困難を抱える層としてひとり親というのは非常に大きい。

(事務局)

- ・社会的養護の子どもなどは「特別な配慮等が必要な子ども」に含めているが、条例の条文を具体的に書いていく中で整理していきたい。
- ・ひとり親については、あえて書いていないわけではない。子育て家庭への支

援については、ひとり親のことも念頭に置いて検討していきたい。

(榊原委員)

- 阿部委員と少し重なるが、子どもの権利について論じるときに、やはり基本的な権利さえ満たされていない状況をゼロにするという宣言が必要である。貧困、学びの権利、遊びの権利などの基本的な権利が満たされていない子どもたちについて責任を持つ機関もないような状況はなくすということを県が宣言して、基礎自治体をバックアップしていく、必要であれば救済機関も作るというような取り組みがあると、本気で何かが変わるんだというメッセージになるのではないか。
- 資料2の「重点的な取組」の(6)に少子化対策が入っていることに強い違和感を抱いている。少子化対策は、子どものためではなくて、子どもが減って困る社会の大人のための対策である。子どもの権利と関係のある部分もあるが、そうではない部分が多いので、少子化対策を講じてもらって喜ぶ子どもや子育て家庭はないと思う。
- 権利が満たされていない子どもたちについての基本の指標を立てて、子どもの貧困の問題を大きく改善する、相対的貧困率を三重県においては、5年、もしくは10年で、今の数字を半分にするとか、不登校など何らかの理由で学びを受けられていない子どもたちに学びを保障するために何をするのか、広域の行政でみていく必要があるのではないかというような学びの保障、教育の保障という観点からのアプローチとか、大人たちが子どもたちの遊びの場や時間を奪ってしまっている状況の中で、子どもたちが十全に遊ぶことができなくなっている状況をどうやって保障していくのか。例えば、子どもの貧困というのは、経済的な貧困だけではなくて、満たされているべき基本の権利で侵害されているところを、5年後、10年後に確実に、少なくともこの3つの指標については改善するというようなことを立てた上で、きちんと取り組んでいくことが必要である。
- 学びの保障については、インクルーシブ保育とインクルーシブ教育を入れる必要がある。不登校についてもそうだが、発達障がい、医療的ケア児、外国につながる子どもなど、保育からも学校教育からもこぼれがちな子どもたちをどうやって包摂していくのか、それが学びの保障の大事なところである。

(竹村委員)

- 「子どもの安全・安心の確保」について、現在、権利侵害の救済措置がないので、子ども主体の救済制度を作ってほしい。
- 「相談への対応」について、子どもたちが傾聴してもらっていないのが現状である。子どもが自分の意見をはっきりと伝えていくために、アドボカシー

の取組として、意見形成の支援には、やりとりが必要である。そのことが保障されて意見表明ができる。それを前提にした相談窓口として、今は「こどもほっとダイヤル」があるが、その延長線上に救済制度があるとよい。子どもたちの意見や思いを聴く、やりとりをしながら、子ども自身が自分の思いを意見にしていく。大人は困ったときに相談すればよいと思う人が多いが、そうではなくて、大人とのやり取りが少なくなっているの、そういうことが必要だと思う。

(松田委員)

- ・「子どもの権利について学ぶ機会の提供」について、さきほど野村委員から条例について小学生にも分かりやすいバージョンを作ってはどうかという意見があったが、国のこども基本法も子ども向けのバージョンを作っているの参考にするとうい。
- ・資料2（別紙）について、こども計画は、従来の子ども・若者育成支援、少子化対策、子どもの貧困対策を1つにしたものであり、この3つの要素がしっかりと入っていることが大事である。例えば、少子化対策は（6）だけではなく（4）にも関わるし、さきほど阿部委員からも意見があったが、子どもの貧困対策は（3）だけではなく、いくつかの項目に関連すると思う。この3つの要素がいろいろな項目でカバーされているということ資料の冒頭にイントロダクションとして書いておくことが大事である。
- ・松岡委員からプレコンセプションケアの話があったが、これは国としても進められている大事な取組であり、「（6）少子化対策、若者支援」の中に入れてはどうか。また、関連して、国では若い世代が将来のライフデザインを考えていく機会や情報を受け取ることが大事だということでライフプラン事業を進めている。三重県でも関連する事業を行っていると思うので、項目として入れてはどうか。
- ・資料2の「4 子ども施策全般にかかる取組」の中で、「子育て当事者」という言葉が出てくるが、この会議では、子どもだけではなく、子育て家庭も応援する必要があるということで議論が進んできた。そのことは、資料1の子ども条例の方にも記載されている。ところが、資料2のこども計画の方で、「子育て当事者」という言葉が出てくると同じ人を指しているのかどうか疑問を感じる。子ども条例の方が上位にくるのだから、こども計画でも「子育て家庭」としてはどうか。

(3) その他

(津西高校生徒)

- ・教育者の意見を聴くことで、子どもの権利だけでなく、教育者の権利も守ることが魅力ある職場になり、志願者が増えることになる。
- ・子どもの SNS 問題は最近とても深刻なので、もっと詳しい規定を作るべきである。SNS で知らない人とながかりを持つと、犯罪などに巻き込まれるので、つながらないように安全にするべきである。
- ・交通事故が増えているように感じるので、ながら運転の禁止、一時停止、ヘルメット着用の呼びかけ、取締りを徹底すべきである。
- ・少子高齢化の問題として、「結婚して子どもがほしい」と思ってもらうために、子どもと遊ぶことができるイベントなどが必要である。

(井上委員)

- ・資料 2 の総合目標「【主目標】子ども」について、今年、令和 6 年度から 9 年度を計画期間とする三重県教育ビジョンが策定されたので、その表現に合わせてはどうか。
- ・子ども条例の中で、子どもの現状に触れる部分はあるのか。例えば、「部落差別の解消の推進に関する法律」では、第 1 条で、現在も部落差別が存在するとの認識を示した上で、だからこういうことをしなければいけないという内容になっている。貧困、学び、遊び、虐待等の問題で権利が侵害されている子どもがいる、だからこの権利条例が必要なのだという組み立てにした方が説得力があるのではないか。

(事務局)

- ・子どもの現状については、前文で触れるのか、第 1 条（目的）で触れるのか、検討していきたい。

(垣本委員)

- ・前回までの議論を振り返ってみると、大人の経済的な問題からくる、精神的な余裕のなさや時間的な余裕のなさが、子どもの育ちに大きく影響を与えていると感じている。子どもたちが将来、大人になり幸せな人生を送るということを考えた時に、きちんと働いて自立できる大人になることがとても大切だと思う。さきほど、少子化対策を外すかどうかという議論があったが、子どもたちがきちんと働いて自立した大人になることで、結婚や出産について自分の望む選択ができる可能性が増え、そのことが少子化対策にもつながっていくと思う。また今の子どもたちが幸せな大人になることで将来、障がい

や虐待や貧困で苦しむ子どもたちを支える大きな力になり、子どもたちを優しく見守れる存在にもなれると思う。

(竹村委員)

- ・この検討会議の進め方について、全体の議論だけでなく、小グループに分けて、委員間の議論を深める機会を設けてはどうか。

(事務局)

- ・議論を深めていくことは大事なことだと考えている。しっかり検討したい。

(廣瀬委員)

- ・子どももやがて大人になるので、大人も含めた幸せな三重県、過ごしやすい三重県を目指した取り組みを進められたらと思う。

(田中委員)

- ・子どもたちの権利は大前提だが、先ずは生まれた時から一県民として、私たちが年齢に関係なく不自由さをサポートしていくものだと思う。0歳でもコミュニティの一員として参加できる、意見を言える権利があることは大前提として、絶えず二人称的に捉えていきたい。三人称に回って、権利を押し付けたりとか、条例ができたからこれをしてくださいということではなくて、根本的には可視化したり、子どもたちの生の声を聴いたりして二人称的に関わって、関係性の中で議論していければと思う。

(志治委員)

- ・今日も意見表明や意見聴取のことが話題になったが、実はアドボカシーには、フォーマルアドボカシー、インフォーマルアドボカシー、ピアアドボカシー、独立アドボカシーという4つの領域があると言われている。アドボカシーは何をする人で、誰のことを指しているのか、条文で具体的に示している自治体もある。他にも、例えば、市民というのは誰のことを指すのか、教育関係者にはどの範囲の人が含まれるのか、条文で細かく定めている自治体もある。あまりにも細かく規定しすぎると、例外が出てきてよくないこともあるかもしれないが、県民が条文を読み解くのに必要なことなので、その辺りも考えてほしい。

(小畑委員)

- ・妊娠期について、この子ども条例に入れるのは少し範囲が広くなりすぎるのではないかと個人的には思う。みんな健康に生まれて来てほしいと思って産

むが、結果が全てよいわけではないし、障がいがあることもある。少子化対策や妊娠前後というのは当然私たちや他の部署でもフォローはしているが、胎児も子どもに含めるというのは日本の文化としてどうなのかと個人的な意見として思う。妊娠前後、不妊、少子化対策は当然、考えなければいけないことだが、この子ども条例の中に入れるのは範囲が広すぎるのではないか。